

(審査基準)

麻薬及び向精神薬取締法

(免許)

第五十条 <中略>、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許は、都道府県知事が、それぞれ向精神薬営業所ごとに行う。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。

一 その業務を行う施設の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

二 次のイからチまでのいずれかに該当する者であるとき。

イ 第五十一条第二項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

ハ イ又はロに該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、当該違反行為があつた日から二年を経過していない者

ニ 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ホ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

ヘ 暴力団員等

ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちにイからへまでのいずれかに該当する者があるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

麻薬及び向精神薬取締法施行規則

(免許の申請)

第十四条 法第五十条第一項の規定により、<中略>、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けようとする者は、その向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第二十号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。<中略>

一 向精神薬営業所の平面図

二 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

三 申請者(申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。)に係る精神の機能の障害又は当該申請者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(向精神薬営業所の構造設備基準)

第十五条 法第五十条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 向精神薬を製造し、製剤し、若しくは小分けする場所、向精神薬を貯蔵する場所又は向精神薬に化学的変化を加える場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。

ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。

二 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。

ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。

(添付書類)

1 向精神薬営業所の平面図

「向精神薬営業所の平面図」とは、向精神薬を輸出し、輸入し、製造し、製剤し、小分けし、若しくは譲り渡す業務又は向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外のものにする業務を行う建物及びその周辺の敷地の見取図(同一人がその建物において他の業務も併せ行っている場合は、その建物全体及びその周辺の敷地の見取図並びにその建物の向精神薬に関する業務を行っている部分の見取図)をいうものであること。

なお、向精神薬に関する業務を行っている部分については、朱書きで他の部分と区別すること。
また、向精神薬に関する業務を行う建物の見取図には、床、壁、天井等の材質のほか、規則第一五条第一号ロ又は同条第二号ロに規定するかぎをかける設備の場所を記入させること。

2 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

3 申請者(申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。)に係る精神の機能の障害の有無、麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
なお、診断書を必要とする役員は、向精神薬の輸出、輸入、製造、製剤、小分け、譲渡し等に関する業務を行う役員であること。

ただし、都道府県知事の免許を受けようとする場合であって既に同一都道府県知事から他の免許を受けている場合には、申請書にその旨を付記し、かつ、当該免許証の写しを添付したときは、規則第一四条第二号に掲げる書類及び同条第三号に掲げる書類(既に当該業務を行う役員について同一都道府県知事に診断書が提出されている場合に限る。)を添付することを要しないこと。